

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の出自を知る権利を認める。

出自を知る権利の範囲としては、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子が開示を希望する場合、当該生まれた子に対して、

(案1) 精子・卵子・胚を提供した人に関する個人情報のうち、当該提供した人が当該生まれた子に開示することを承認した範囲内の個人情報(当該提供した人を特定できる個人情報を含む)を開示する。

(案2) 当該提供した人を特定できる個人情報を開示する。

提供された~~した~~精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子は、上記に関わらず、自己が結婚を希望する人と結婚した場合に近親婚とならないことの確認を公的管理運営機関に求めることができること。

(3) 予期せぬ~~しない~~生存児事態における責任の所在等について

予期しない生存児(~~突然変異の遺伝病、染色体異常、形態的な先天異常等~~)の生まれる可能性について。その場合でも、提供を受けた夫婦が生まれた子を責任を持って養育すべきこと。に対する義務・権利は提供を受けた夫婦者が持ち、提供者には当該義務・責任は認められないこと。

**4. 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施、精子・卵子・胚の提供までの手続きや実施医療施設の施設・設備の基準について**

(1) インフォームド・コンセント、カウンセリングの手続き等について

同意を実施する具体的な時期や手続き方法等について。

(後述P24 (2) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療における同意の取得について) の「(イ) 精子・卵子・胚を提供する人及びその配偶者の書面による同意」の決定事項を説明する。

提供を受ける者、提供者に対する~~が行った~~同意は共に、当該同意に係る当該生殖補助医療の実施前であれば撤回することができること。

(要検討事項)

胚提供を行う夫婦(やカップル)のうち、一方の意思だけで提供の撤回ができることとするか?

同意の撤回により提供を受ける者は何ら不利益を被るものではないこと  
同意の撤回により提供を受ける~~する~~者は何ら不利益を被るものではないこと。

(以下卵子提供による体外受精の場合)

ただし、~~卵子提供による体外受精・胚移植の場合、提供者がへのhCG注~~

~~射を行った後に提供を受ける者の同意の撤回等により採卵せずに卵胞刺激を中止すれば提供を受ける同意の撤回が行われ、提供者が採卵せずに卵胞刺激を中止する場合、提供者にOHS Sの発生等のリスクが伴う生じる場合があること。~~

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設は、当該生殖補助医療を受けた人が妊娠していないことを確認できたときを除き、同意書を公的管理運営機関に提出しなければならないこととされていること。

~~提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受ける夫婦を提供する者（配偶者がいる場合は配偶者を含む）は、当該生殖補助医療の実施に際して、当該生殖補助医療に関する専門知識を持つ人によるカウンセリングを受ける機会が与えられること。~~

## (2) 実施医療施設の施設・設備の基準について

公的審議機関の意見を聴いて国が定める指定の基準に基づき、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設として、国が指定した医療施設でなければ、当該生殖補助医療を行うことはできないこと。

### 5-4. 管理体制について

#### 生まれた子が知ることができる生殖補助医療に係る公的管理運営機関の業務の具体的な内容について

~~提供されたした精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けた人が妊娠していないことを確認できたときを除き、当該生殖補助医療を行った医療施設は、上記により保存している提供者の個人情報のうち、当該精子・卵子・胚を提供した人が当該生殖補助医療により生まれた子に開示することを承認したものを公的管理運営機関に提出し、公的管理運営機関は当該情報を管理することとされていること。(P)~~

公的管理運営機関は、上記により提出された個人情報を、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の要請に応じて開示するために必要な一定の期間80年間(P)保存することとされていること。

(専門委員会報告書 p 42)

公的管理運営機関に提出された個人情報の保存期間は、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の死亡が確認されるまでとはせず、当該生殖補助医療により生まれた子の要請に応じて、その子に係る当該生殖補助医療に使用された精子・卵子・胚を提供した人に関する個人情報を開示するために必要な一定の期間としたものであ